建設工事等の入札契約手続に関する提出書類における押印の見直しについて

県庁業務のデジタル化に向けた取組として、茨城県が発注する建設工事等においては、**契約書等の一部を除き、県への提出書類については以下の取扱いにより押印を省略できることとし**、令和３年１月１日以降に入札公告または指名通知等を行う工事から適用しております。

なお、この取扱いについては、あくまで提出書類の押印を省略できることとするものであり、従前のとおり押印した書類で提出することは可能です。

１　押印を省略できる書類（別添参照）

・工程表
・現場代理人及び主任（監理）技術者等選任通知書
・工事完成通知書
・請求書　　等

２　押印を省略する場合の取扱い

当該書類に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載してください。（別添参照）

※確認のため、記載された連絡先に連絡する場合があります。

３　対象外の書類（従前のとおり押印を要する書類）

○法令等により押印を求められている書類
・建設工事請負契約書・建設コンサルタント業務委託契約書　　等
○権利義務関係の確認に関する書類
・特定建設工事共同企業体協定書　　等

（別添）

○ 建設工事等の入札契約手続における押印を省略出来る主な書類について

・課税事業者届出書／免税事業者届出書
・工程表／業務工程表
・工期の始期日通知書
・下請負人通知書／業務の一部委任者・下請負人通知書
・現場代理人及び主任・監理技術者等選（改）任通知書
　／管理技術者及び照査技術者等専（改）任通知書
・支給材料・貸与品事故報告書
・建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書
・工事完成通知書／業務完了通知書
・請求書
・工事物件引渡書

○ 押印を省略出来る書類への責任者及び担当者の氏名･連絡先の記載例について

押印を省略する場合は様式等の記載欄へ記入をお願いします。

